

「一般事業主行動計画」策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 1 男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

令和7年4月～

職員との面談やアンケート等を通じて出産予定を把握し、随時、該当する職員に配偶者の分娩休暇(特別休暇)および出生時育児休業を案内し取得を促す。また、職員に取得事例を還元し取得しやすくすることで取得率 80%以上を目指す。

目標 2 出産や子育て等による退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

令和5年6月

定年以外の理由(転職、起業、結婚、出産、育児、介護等)で退職した職員が、即戦力として再度活躍してもらうため「カムバック制度」を制定。

令和7年6月～

ホームページで周知し、ネットからの応募を受付開始。

目標 3 時間外・休日労働の削減のための措置の実施

<対策>

令和7年4月～

毎月第2、第3水曜日の早帰り日実施の徹底や時差出勤の活用を各種会議等で再度周知することで、職員一人当たりの月平均残業時間10時間以下を目指す。

目標 4 年次有給休暇の取得の促進

<対策>

令和7年4月～

年次有給休暇の計画的付与(連続5日)100%達成に留まらず、各種会議等で有給休暇の取得を促し、年次有給休暇付与日数の76%以上の取得を目指す。

目標 5 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

<対策>

令和7年4月～

現在、実施しているワークショップ(大学生向け就業体験)やトライやる・ウィーク(中学生向け)に加えて、高校生向けにも就業体験や金融教育を年1回以上実施する。

以上